

事務連絡
令和7年7月24日

国土交通省大臣官房危機管理官 殿

農林水産省消費・安全局
植物防疫課防疫対策室長
動物衛生課国際衛生対策室長

夏季休暇期間中における動植物検疫の徹底について（協力依頼）

日頃から動植物検疫に多大な御協力をいただき、感謝申し上げます。

アジア諸国では、ミカンコミバエ種群をはじめとしたミバエ類の発生が続いており、併せて、家畜の悪性疾病であるアフリカ豚熱や口蹄疫の発生が拡大していることから、現在、植物の病害虫及び家畜の伝染病の我が国への侵入リスクが極めて高い状況にあります。

日本政府観光局の統計によりますと、今年の月別訪日外客数は、1月から5月の5か月連続で単月の過去最高を記録しており、今後も増加することが見込まれます。

また、夏季休暇期間においては、多くの日本人観光客が海外に渡航することが想定されることから、水際での動植物検疫による対策が一層重要となっていると認識しております。

これを受け、農林水産省では、入国者に対する植物・畜産物の持込み禁止に関する広報、靴底消毒、携帯品及び国際郵便物の検査等を強化するとともに、各地でキャンペーン等の啓発活動を行うこととしています。

貴省におかれましては、今後も円滑に動植物検疫措置を実施するため、下記について御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 以下ウェブサイトの解説、動画、リーフレット等を参照の上、貴省内の関係部局、旅客ターミナルビル管理者、航空会社、外航旅客船事業者等の関係団体に動植物検疫に関する情報を周知すること。

なお、機内アナウンスについては、日本語、英語に加えて新たに17か国語（中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語、ベトナム語、タイ語、モンゴル語、ロシア語、クメール語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、タガログ語、ミャンマー語、フランス語、アラビア語、ヒンディー語）が提供可能であるため、動物検疫所又は各植物防疫所に問い合わせること。

- 2 船舶会社に対して、乗客が自転車や自動車等を船舶へ搭載する際に、タイヤを洗浄し土や泥を落とすように呼びかけを行ってほしい旨について、周知すること。

3 旅行会社等を通じて訪日外国人、日本人旅行者に対し海外から日本へ果物・植物類や肉製品の持込みができないことについて、周知すること。

(参考)

- 動植物検疫の紹介「どうぶつ と しょくぶつ の けんえき の おしらせ」
<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaqinfo/index.html>
- 動画「海外からの家畜伝染病を防げ！」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou_movie.html
- 動物検疫所リーフレット
<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html#messages-to-you>
- 動物検疫所ポスター
<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html#posters>
- 植物防疫所 HP 「重要なお知らせ」
<https://www.maff.go.jp/pps/j/information/shomeisho/shomeisho2.html>
- よくあるご質問
(植物防疫所) <https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>
(動物検疫所) https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html
- 情報発信の例
植物の病害虫や家畜の伝染病の拡大を防ぐため、日本では、果物・野菜や肉・肉製品の海外からの持込みを厳しく制限しています。

持込みが禁止されていないものでも、生の果物・野菜、穀類、豆類などの持込みには、植物検疫証明書が必要です。

肉・肉製品の持込みは禁止されています。

これらは、機内食やお土産、少量であっても例外はありません。

違法な持込みには、罰則（最大3年の拘禁刑又は最大300万円（法人は最大5,000万円）の罰金）が課される場合がありますので注意してください。

詳しくは以下の農林水産省のウェブサイトを確認ください。

https://www.maff.go.jp/pps/j/pqaqinfo_j.html

以上